

# 第3回高知県子ども・子育て支援会議 検討概要

少子対策課



# ① 「量の見込み」調査及び計画との関連、経緯等について

## 規定等

○市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「現在の利用状況」＋「利用希望」を把握し、その結果を踏まえて、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定。（子ども・子育て支援法第61条）

## 対象事業

- ①利用者支援事業
  - ②地域子育て支援拠点事業
  - ③妊婦健康診査
  - ④乳児家庭全戸訪問事業
  - ⑤養育支援訪問事業
  - ⑥子育て短期支援事業  
（ショートステイ・トワイライト別）
  - ⑦ファミリー・サポート・センター事業  
（子育て援助活動支援事業）
  - ⑧一時預かり事業
  - ⑨延長保育事業
  - ⑩病児保育事業
  - ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）  
【量の見込み以外】
- ⑤のうち、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

## 経緯及び予定

資料 <今後のスケジュール参照>

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| H25秋～<br>H26. 3<br>～     | 各市町村においてニーズ調査実施<br>量の見込み集計結果                              |
| H26. 4. 15<br>H26. 4. 25 | 「児童数及び児童クラブ」調査を国へ提出<br>「児童クラブ以外」調査を国へ提出<br>※各課から市町村担当者に確認 |
| H26. 5. 20               | 第3回担当者打ち合わせ会  |
| H26. 6. 4                | 国説明会（公定価格・ニーズ調査の補正）                                       |
| H26. 6. 16               | 第3回子ども子育て会議   |
| H26. 8月末頃                | 各市町村の量の見込み中間とりまとめの予定                                      |

## 現状

○現在の「量の見込み」は、高知市以外はニーズ調査の集計結果を掲載

○乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、利用者支援事業、妊婦健診はニーズ調査によらない算出方法

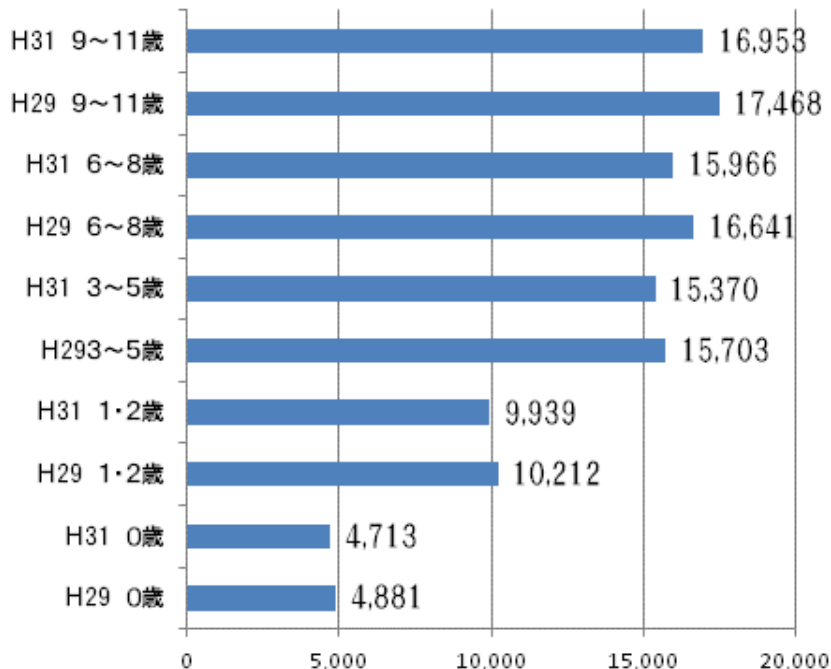
## ②高知県の児童数の推計について

### 考え方

- 高知県の児童数は減少する見込みとなっており、都市型のような施設整備は想定されないのではないか。
- 但し、今回の法の趣旨である「幼少期は人格形成において重要な時期」、「全ての子どもが健やかに育つ環境が与えられる」という視点を重視して、地域子ども・子育て支援事業の実施及び質の向上に向けた市町村との調整が今後重要となる。

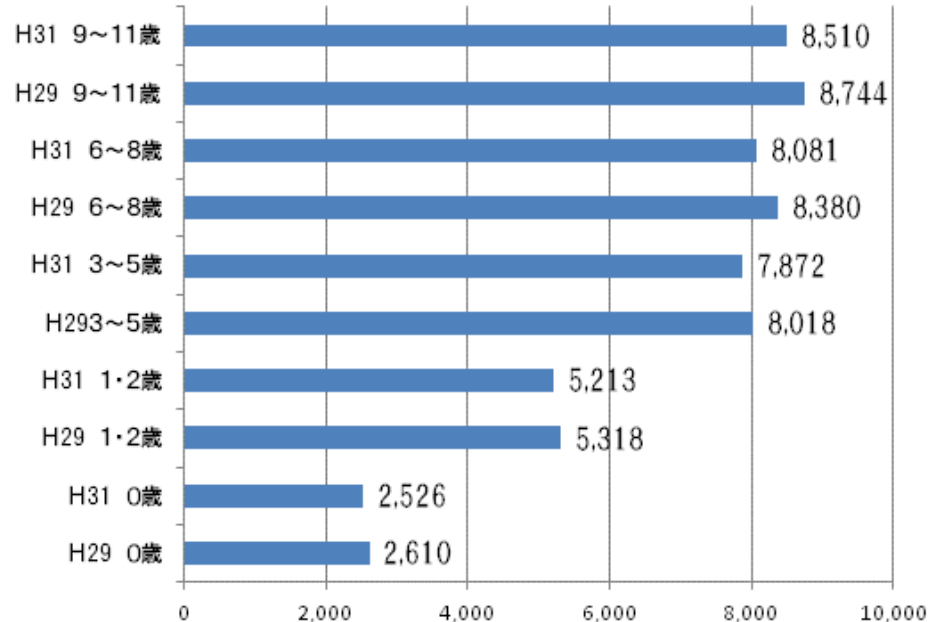
### 量の見込み(県計)

#### 児童数 量の見込み【県計】



### 量の見込み(高知市)

#### 児童数 量の見込み【高知市】



# ③地域子ども・子育て支援事業の県の確保方針について

## 規定等

### 子ども・子育て支援法（第3条第2項）

#### 【都道府県の役割】

都道府県は、市町村が行う子ども子育て支援給付及び地域子ども子育て支援事業が円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

#### 《基本指針（案）》

### 第二教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項—教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

（抜粋 p10）

都道府県及び国は、それぞれの役割に応じて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上を図ることが必要である。

## 論点

○現状の県の支援について

○県における各事業の質の確保及び向上に向けた確保方針について

## 数値等の留意点

○今回使用した各事業の市町村「量の見込み」の数値は、確定値の把握を目的としたものではなく、平成27年度以降の子ども・子育て支援充実の検討材料の1つとするため、未確定のものがあることを前提に概数を把握したもの。

○今後、国がニーズの算出方法について補正の通知を行う可能性がある事業が含まれる。

## ④専門性の高い施策について (児童家庭課、障害保健福祉課)

### 規定等

#### 子ども・子育て支援法 (第3条第2項)

##### 【都道府県の役割】

都道府県は、市町村が行う子ども子育て支援給付及び地域子ども子育て支援事業が円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

##### 【子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)】

#### 四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

#### 5子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を盛り込むこと。その際、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業等の市町村が行う事業は、都道府県が行う専門的な知識等を要する施策と密接に関連しており、都道府県と市町村は、互いの役割分担や事業の実施状況等を踏まえ、計画策定段階から十分に調整、連携の上、取組を進める必要があることに留意が必要である

### 施策

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 社会的養護体制の充実
- (3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- (4) 障害児施設の充実等

### 論点

○現状の県の施策について

○今後の取組について

○市町村への支援について

# ⑤今後のスケジュールについて

平成27年4月1日 子ども・子育て支援新制度 本格施行

